

19. 法務研究科

| | | | |
|-----|-----------------|-----------|-------|
| I | 法務研究科の教育目的と特徴 | ・ ・ ・ ・ ・ | 19-2 |
| II | 「教育の水準」の分析・判定 | ・ ・ ・ ・ ・ | 19-3 |
| | 分析項目 I 教育活動の状況 | ・ ・ ・ ・ ・ | 19-3 |
| | 分析項目 II 教育成果の状況 | ・ ・ ・ ・ ・ | 19-7 |
| III | 「質の向上度」の分析 | ・ ・ ・ ・ ・ | 19-11 |

I 法務研究科の教育目的と特徴

教育目的

岡山大学大学院法務研究科は、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を教育理念に掲げ、とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた「人権感覚豊かかつ信頼される法曹」の育成を目的とする。

地域に住む人々の生活に密接にかかわる問題の解決に貢献する法曹の養成との観点から「医療・福祉」の分野に教育の重点を置くとともに、地域経済の発展や地域の企業活動を支えるとの観点から広い意味での「ビジネス法」の分野に重点を置き、それぞれにおいて、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実施している。

特徴

本研究科は、平成16年4月に発足以来、中国四国地区を中心に、これまで数多くの優秀な法律家を様々な分野に輩出してきた。本研究科の教育の特徴としては、①少人数教育によるきめ細かな指導、②研究者教員と実務家教員との協働教育体制、③公認会計士、社会福祉士など、法律家以外の専門職と協働した実務教育の実践など、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実践している点が挙げられる。

さらに、本研究科の教育理念の一層の実現を目指して平成24年12月に設置された「岡山大学法科大学院弁護士研修センター（OATC）」（以下、OATCという。）も、本研究科の教育を特徴づけるものといえる。OATCは、法曹人口が急増し、新人若手弁護士などの法曹継続教育の場が十分に確保されず質の低下が懸念されている現状に鑑み、大学における法曹養成機能を強化することを目的として設置された。法曹継続教育の充実と組織内弁護士養成による弁護士の職域拡大を主たる目的としており、本研究科の重点教育分野である「医療と福祉」、「ビジネス法」の他、地域の需要の高い「自治体法務」の分野に力を入れている。OATCを利用した法曹継続教育及び組織内弁護士養成による弁護士の職域拡大に向けた取り組みは、全国の法科大学院に先駆けた取り組みであり、平成26年度および平成27年度にそれぞれ実施された「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」においても、「卓越した優れた取り組み」との極めて高い評価を得ている（別添資料1）。

[想定する関係者とその期待]

本研究科は、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を教育理念に掲げており、想定する主たる関係者は、中国四国地方において法曹として活動しようとする者及び岡山を中心とする中国四国地方において法曹に対する需要を有する者（地域企業・消費者・労働者等々）ということになる。

全国的に法科大学院の募集停止が相次ぐなか、地域のニーズを踏まえたより質の高い法曹教育を実践し、地域に有為な人材を輩出していくことで、中国四国地域における法曹教育の拠点校としての期待に応えていくことが当研究科の責務である。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

●多様な教員の確保の状況とその効果

本研究科の収容定員数は 120 人であり、本研究科において法令上必要とされる専任教員の数は 12 人であり、法令上必要とされる 5 年以上の実務経験ある専任教員の数は 3 人である。

これに対し、本研究科は、平成 27 年 10 月 1 日現在、専任教員 18 人を配置している。このうち、研究者教員が 13 名、実務家教員が 5 名である。収容定員に対する専任教員 1 人当たりの学生数は 6.67 人である（資料Ⅱ-I-1-1）。

研究者教員のうち、本研究科の法律基本科目における必要教員数及び実員数は、以下のとおりである。この他、労働法・社会保障法の専任教員を 1 名、経済法の専任教員を 1 名、それぞれ配している。

資料Ⅱ-I-1-1：専任教員数 平成 27 年 10 月 1 日現在

| | 憲法 | 行政法 | 民法 | 商法 | 民事訴訟法 | 刑法 | 刑事訴訟法 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|
| 必要 教員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |
| 実員数 | 1 人 | 1 人 | 3 人 | 2 人 | 2 人 | 1 人 | 1 人 |

(出典：法務研究科教務担当資料)

本研究科は、実務家教員として弁護士 5 人（検察官経験者 1 人を含む。）を配置している。この 5 人はいずれも 5 年以上の実務経験を有している。当該法科大学院の専任教員における実務家教員の割合は 27.8% である。

平成 25 年度に受審した法科大学院認証評価において、研究者教員及び実務家教員の全てについて、適格性および科目適合性について問題ない旨の認定がなされ、併せて、専任教員の科目群別の配置バランスや年齢構成も良好であり、教員体制は充実しているとの評価を得ている。

●教員組織編成や教育体制の工夫とその効果

2 年次以降の法律基本科目は、複数の教員が共同して担当することを原則としている。一部の科目については、理論と実務とを架橋した教育をより実践することを目的として、研究者教員と常勤の実務家教員、派遣裁判官、派遣検察官や非常勤の実務家教員とが共同して担当している（公法訴訟演習、会社訴訟法演習、刑事法総合演習など）。

本研究科が重点教育分野とする医療・福祉分野については、「社会保障法」に専任教員を置き、また、民法と兼任の「医事法」の専任教員を置いており、そのうえで、岡山弁護

士会、本学の大学院医歯薬学総合研究科の幅広い協力を得つつ、さらに社会福祉士等の学外非常勤教員の協力も得ながら、多彩で特色ある授業科目を配置している。

もう一つの重点教育分野であるビジネス法系分野については、「経済法」に専任教員を充てるとともに、公認会計士等の学外非常勤教員の協力を得ながら、企業法務、企業会計に関する幅広い授業科目を設置し、学生の多様な関心に応えることのできる内容となっている。

●教員の教育力向上のための体制の整備とその効果

教員の教育力向上に向けた組織的取り組みについては、法務研究科発足時に「FD 基本方針」が定められ、また、「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条に基づき、研究科長及び 2 人の副研究科長で組織される「FD 委員会」が置かれている（同第 9 条第 7 項）。そして、FD 委員会が主体となって、当該法科大学院の全教員を対象とした「FD 協議会」を組織するとともに、各学期に学生との意見交換会を実施し（意見交換の対象は、教育内容・教育方法に関するものに限られない。）、さらに、教務委員会と協力して、「授業評価アンケート」を実施している。なお、FD 協議会は、従前、専任教員のみで行われていたが、2012 年度に、岡山弁護士会による授業参観制度を踏まえ、参観弁護士も交えて FD 協議会と授業参観意見交換会を一体として実施したところ、外部専門家の忌憚のない意見を聴取できたことから、以降も継続的に実施している。このほか、教育分野毎に、科目毎の FD（科目内 FD）、系毎の FD（科目間 FD）の体制が構築されている。

教育の質の改善・向上に向け取り組みとして、本研究科では、これまで、①授業評価アンケートの実施、②意見箱の設置、③FD 委員会と学生との意見交換会、といった取り組みを行ってきた。授業評価アンケートは、後述するように、研究科独自の様式で実施している。これらをとおして、学生による授業評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用してきた。これらに加えて、平成 24 年度からは、④「授業中間アンケート」を導入した。「授業評価アンケート」がすでに受講し終えた授業を評価するものであるのに対し、「授業中間アンケート」は、現在受講中の授業の改善に資することを目的としたものである。さらに、「授業評価アンケート」についても、「授業評価アンケート」の結果を踏まえて教員がコメントを行う制度を導入している。

なお、授業評価アンケートについては、全学で統一的に実施しているアンケートの様式を利用するのではなく、研究科独自の様式実施している。アンケート内容は、全学アンケートに比べ、詳細で法科大学院教育の実態を把握する上でより適切なものとなっている。授業評価アンケートの結果は、これを全教員に配布し、個々の授業に対する評価結果を全教員が把握し、問題を共有できるようにしている。

さらに、平成 27 年度からは、研究科長と教務委員長とが、全在生を対象に 1 人あたり 30 分の個人面談を定期的に行っており、これにより、個々の学生の抱える学習上の課題をより詳細に把握し効果的な学習アドバイスをを行うとともに、学生の実態に即した授業改善等を促す取り組みを始めている。

●入学者選抜方法の工夫とその効果

入学者選抜においては、学生受入方針として、「社会問題への関心」、「倫理観・正義感」、「論理的思考力」および「コミュニケーション能力」を有する人が望ましいという方針を明確に規定したうえで、法学未修者試験については、法科大学院全国統一適性試験、小論文試験、面接・書類審査を組み合わせた選抜を行っている。また、法学既修者試験については、法科大学院全国統一適性試験、法律科目試験、面接・書類審査を組み合わせた選抜を行っている。

また、平成 26 年度に実施された「平成 27 年度法科大学院公的支援見直し加算プログラム」において、中国四国地区における法曹人材還元ルートの確立のためのプロジェクトが「卓越した優れた取組」と評価されたことを承けて（なお、平成 28 年度についても同様の評価を得た）、このプロジェクトをさらに推進するために、平成 28 年度入試では、法学未修者を対象として「中四国地域特別枠入試」を実施した。

このような取り組みの結果、全国的に法科大学院志願者の減少傾向に歯止めがかからないなか、平成 27 年度入試では平成 26 年度入試と同数の 17 名の入学者を確保し、さらに、平成 28 年度入試の志願者は平成 27 年度入試を上回るなどの効果を上げて、入学者数も前年を上回った（資料Ⅱ・I-1-2）。

資料Ⅱ・I-1-2：入学志願者等の推移

| 入学年度 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 志願者数 | 146 | 101 | 76 | 61 | 69 |
| 受験者数 | 128 | 90 | 63 | 55 | 56 |
| 入学者数 | 36 | 25 | 17 | 17 | 19 |
| 入学定員 | 45 | 45 | 45 | 30 | 30 |

（出典：法務研究科教務担当資料）

（水準） 期待される水準を上回る

（判断理由） 組織編成については、平成 25 年度に実施した日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価において適正と判断されている。多様化教員の確保についても、地方に位置する国立法科大学院という逆境の中で、法曹養成の理念の実現に燃える比較的若い世代の多様な教員を確保することに成功しており、これにより、単に本研究科が本来教育対象とする在学生の教育のみならず、法曹継続教育というかたちで、司法試験合格後の修了生の教育をも支援することが可能となっている。

また、教育の質の改善・向上に向けて学生による評価を学生による評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みは、従前より充実した体制を整えていたところ、さらに、授業中間アンケートや岡山弁護士会による授業参観とそれを踏まえた意見交換会の実施を取り入れるなど、きわめて充実したものとなっている。

| |
|-------------------|
| 観点 教育内容・方法 |
|-------------------|

(観点に係る状況)

●体系的な教育課程の編成状況

本研究科の教育内容は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、実体法と手続法の体系的法理論と専門的知識の習得を段階的に目指しつつ、これと実務教育科目の学修などを有機的に結びつけ、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実践することにより、人権感覚豊かな法曹の育成を目指すことを念頭に構築されている。

配当科目のうち法律基本科目群についていえば、法学未修者を対象とする3年標準型では、1年次に公法系・民事系・刑事系の基礎となる科目を設置し、実体法と手続法の体系的法理論と専門的知識の習得を目指す。次に、3年標準型2年次(2年短縮型1年次)では少人数クラスで編成される演習科目を履修し、実体法と手続法の応用力を育成し、問題発見能力及び事案解決能力の育成を目指す。最後に、3年次(2年短縮型2年次)では、実体法と手続法に関する統合的理解力・応用力を育成することを目的として、公法系、民事系、刑事系のそれぞれに実体法と手続法との横断的な演習科目を設け、問題発見能力・事案解決能力の育成とともに、総合的判断能力・批判能力の育成を目指している(本研究科の教育課程については、別添資料2, 3参照)。

●養成しようとする人材像に応じた効果的な教育方法の工夫

1. 医療と福祉、法とビジネスに重点を置いた教育課程

本研究科では、開設以来、医療福祉分野に強い法曹の養成と、ビジネス法分野に強い法曹の養成を基本的な柱としてきた。

このような観点から、展開・先端科目群については、「医療・福祉系科目」又は「法とビジネス系科目」のいずれかから4単位以上を修得しなければならないなど、両分野に重点を置いた教育課程を編成している。

なお、平成27年度における開設科目の状況は下記のとおりである(資料Ⅱ-I-2-1)。

資料Ⅱ-I-2-1：開設科目数

| | 開設 科目数 | 単位数 | うち必修 科目数 | うち必修 単位数 |
|------------|-----------|-----|-------------|-------------|
| 法律基本科目群 | 28 | 74 | 23 | 64 |
| 法律実務基礎科目群 | 10 | 20 | 7 | 14 |
| 基礎法学・隣接科目群 | 9 | 18 | 2 | 4 |
| 展開・先端科目群 | 37 | 74 | 2 | 4 |

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

(出典：法務研究科教務担当資料)

2. 理論と実務との架橋及び科目の体系性

授業科目の体系性(効率的・効果的な履修に向けた工夫)について特に、実務科目との

連携（架橋）に配慮し、法理論教育と実務教育を融合させ、段階的かつ螺旋的に授業を実施する形をとり、より効率的な法曹養成を目指すかたちになっている。

すなわち、法律基本科目の段階的学年配置と実務科目とを有機的に結び付け、理論と実務の架橋を意識した教育を行っている。具体的には、公法系、民事系、刑事系のそれぞれについて、1年次では実体法・手続法の講義科目を置き、法的知識の基礎固めを図り、同時に司法制度の仕組みや法的な情報処理に関する基本的知識・技能の修得のために実務科目（「法情報基礎」、「裁判法」）を置く。次に、2年次では、1年次に修得した知識をもとに、より深く事案を分析し、法的思考を展開させる能力を得るべく、実体法（憲法・行政法、民法・商法、刑法）と手続法（行政訴訟法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の演習科目を配置する。そして、この段階で、実務の理論的側面を学ぶ実務科目（「要件事実と事実認定の基礎」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」など）と「法曹倫理」を必須科目として配置し、すでに修得した法的知識を実務的に活用できる訓練をすることで、合わせて実定法理論教育で学んだことを立体的に把握することになる。この段階でのポイントは、理論実務教育と法理論教育を並置し、同時に履修させることで、その理解がより立体的かつ多面的に把握できる教育を実施する点にある。そして、3年次の最後の段階で、実務実習科目（「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」等）を必修的に配置し、法理論教育と理論実務教育で学んだことについて、実際に活用できるかを体験させることで、実体法・手続法の立体的、現実的理解を深めるとともに、より実践的な事案分析能力の育成を図るものである。

なお、平成27年度には、個人のニーズを尊重するきめ細かなカリキュラムを実現するため、総単位数の見直しを行い、取得単位数の要件を、法学未修者については102単位から97単位に、法学既修者については66単位から63単位に緩和した。また、法律基本科目の要である「民法」の演習科目について、「民法演習」の他に「民法展開演習」を設け、受講生の習熟度に応じた演習科目の選択が可能となるよう、カリキュラム改革を行った。

（水準）期待された水準を上回る

（判断理由）本研究科のカリキュラムについては、平成25年度に受審した法科大学院認証評価においても、全科目群の授業科目の開設、履修が偏らないような配慮のいずれも非常に良好であるとの評価を得ている。また、理論と実務の架橋を目指した授業が、質的・量的に見て充実しており、教材開発や学外専門家のネットワークなどの構築といった工夫が見られ、研究者教員と実務家教員の協働での授業進行などが科目毎に工夫されている、との評価も得ている。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

（観点到係る状況）

●履修・修了状況

本研究科における平成21年度からの標準修了年限修了率は下記のとおりである（資料Ⅱ

-Ⅱ-1-1)。

資料Ⅱ-Ⅱ-1-1：各入学年度の入学者における標準修業年限修了率等

| | H26年度入学者 | | H25年度入学者 | | H24年度入学者 | | H23年度入学者 | | H22年度入学者 | | H21年度入学者 | |
|------------|----------|--------|----------|--------|----------|-------|----------|--------|----------|-------|----------|--------|
| | 未修 | 既修 | 未修 | 既修 | 未修 | 既修 | 未修 | 既修 | 未修 | 既修 | 未修 | 既修 |
| 入学者数 | 13 | 4 | 20 | 5 | 27 | 9 | 26 | 7 | 30 | 7 | 50 | 1 |
| 長期履修者数 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| 標準修業年限修了者数 | | 4 | 11 | 5 | 14 | 8 | 16 | 7 | 17 | 4 | 22 | 1 |
| 標準修業年限修了率 | | 100.0% | 57.9% | 100.0% | 51.9% | 88.9% | 66.7% | 100.0% | 58.6% | 80.0% | 44.0% | 100.0% |

(出典：法務研究科教務担当資料)

●司法試験の合格状況等

本研究科は法曹養成を目的とする専門職大学院であり、学業の成果が上がっているかどうかは、基本的に司法試験の合格率が指標となる。第1期及び第2期における司法試験の合格状況は、別添資料4のとおりである。

本研究科では、平成27年度までに123名の司法試験合格者を送り出している。平成27年度司法試験については、12名の合格者を出しており、合格率では全国18位であった。合格率18.5%は全国平均の23.1%を下回るものの、全国20位以内を占めている法科大学院のほとんどが、法学既修者を主体とする法科大学院であることを踏まえるならば、法学未修者を主体とする法科大学院として、一定の成果を収めていると評価できると思われる。なお、平成27年度司法試験における法学未修者の現役合格率は37.5%であり、全国平均の15.3%を大きく上回り、実質全国第3位となっている(受験者が2名以下の大学を除く)。この数字も、本研究科における法学未修者教育の充実度を証明するものといえよう。

司法試験合格前に進路変更をした者についても、多くの者が、県や市の職員、裁判所事務官、検察事務官など、法律専門職に類する道に進んでおり、それぞれの進路において専門職大学院としての当研究科での学習成果が活かされているといえる。

●授業評価アンケート等の調査結果とその分析結果

既述のように、本研究科では、教育の質の改善・向上を図る目的で授業評価アンケートを実施しているが、授業評価アンケートは、学業の成果の達成度や満足度を図るうえでも、重要な機能を果たしている。平成26年度後期(別添資料5)、平成27年度前期(別添資料6)に開講された法律基本科目に関する授業評価アンケート結果についてみると、授業に対する満足度は、ほとんどの科目について5段階評価の4以上であり、全体的に見て、授業に対する満足度は高いものといえる。

授業評価アンケートにおいて教育内容や教育方法に対して受講生から疑義が示された科目については、FD協議会が主体となって、当該教員に対し聞き取り調査を行うとともに、必要な指導を行っている。

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)本研究科のこれまでの司法試験合格実績は、法学未修者を主体とする法科大学院としては全国でも上位に挙げられるものであり、このことは、本研究科の期待する学習成果が十分に上がっていることの証左といえる。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

●進路・就職の状況

法務研究科は専門職大学院であり、基本的には法曹関係のみである。

司法試験合格者の多くが、岡山を中心とする中国・四国地方や関西圏において弁護士として活躍している。この他、検察官として任官した者も少なくない。

また、OATCも、進路・就職における成果を見る上で重要な役割を担っている。OATCの活動を通して、県内の企業、病院等において組織内弁護士として活躍する者の数は、平成27年度末までに11名に及んでいる（なお、平成28年1月には、全国で初の社会福祉法人正規組織内弁護士が本研究科から誕生した）（資料Ⅱ-Ⅱ-2-1）。

(資料Ⅱ-Ⅱ-2-1) 主な就職先

主な就職先

- ・株式会社中国銀行
- ・株式会社クロスカンパニー〔現株式会社ストライプインターナショナル〕
- ・ナカシマプロペラ株式会社
- ・両備ホールディングス株式会社
- ・倉敷地所株式会社
- ・株式会社エブリィ
- ・社会医療法人岡村一心堂病院など

(出典：法務研究科教務担当資料)

組織内弁護士の雇用が大都市圏に集中する中、地方における数字としては特筆すべきものと言える。なお、OATCでは、組織内弁護士に対する法曹継続教育を充実させる観点から、組織内弁護士研修を定期的に行っている（別添資料7）。さらに、本研究科の実務家教員と本研究科出身の法曹を講師に起用し、地域企業の法務担当者を対象とする「法務担当者養成基礎研修」を実施した（別添資料8参照）。

企業内弁護士を採用した効果として、企業側からは、①社内の各部署からの法律相談の件数が飛躍的に増加したこと、②顧問弁護士との連携がスムーズになったこと（以上、中国銀行、両備ホールディングス、ナカシマプロペラ）、③法務案件への対応が飛躍的にスピードアップしたこと（以上、ストライプインターナショナル、両備ホールディングス）等の評価が挙げられている。今後も継続的に採用したい旨の要望が本研究科に寄せられてい

る（ストライプインターナショナル）。また、企業内弁護士として雇用された修了生からは、「法科大学院で学んだ専門知識を職場で実際に活用することができ、仕事にやりがいを感じている」、「ワークライフバランスがよく働きやすい」、「自分の出身地である地域企業の法務業務に貢献し、地域に貢献できることは誇らしい」等の感想が寄せられている。

（水準）期待される水準を上回る

（判断理由）法学未修者を主体とする法科大学院としては司法試験の合格実績も良好であり、また、本研究科の重点教育課題が法曹継続教育というかたちで、修了後の進路・就職支援を担う仕組みも構築されている。法曹継続教育に向けた取組は、すでに述べたように、平成26年度、平成27年度にそれぞれ実施された「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において高く評価されており、また、取組の具体的成果も、組織内弁護士の継続的輩出と地域企業等への貢献というかたちで、確実に現れている。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

「学生による評価を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みの充実」について、第1期末の水準は、①授業評価アンケートの実施、②意見箱の設置、③FD委員会と学生との意見交換会、といった取り組みをとおして、学生による評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用するというものであり、すでに期待を上回るものであった。これに対し、第2期の水準は、上記の取り組みに加え、「授業中間アンケート」を導入し、さらに、「授業評価アンケート」についても、「授業評価アンケート」の結果を踏まえて教員がコメントを行う制度を導入した。さらに、平成27年度には、個々の学生の実態に即した学習フォローと授業改善に資する目的で、研究科長と教務委員長とによる全在生を対象とした個別面談（以下、執行部による個別面談という。）を実施している。これらをとおして、受講生が教育内容に対する要望を伝える機会が多様化し、また、教員がそれを迅速に授業改善に反映することが可能となり、さらに第1期末の水準に比べて、大きく改善、向上したと評価できる。

また、OATCを活用した教育活動の取組は、第1期にはなかった取組であり、法曹養成教育と法曹継続教育とを一体として捉えた教育課程の再構築を目的として、第2期において確立された取組である。OATCを活用した取組は、既述のように、平成26年度及び平成27年度にそれぞれ実施された「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、きわめて高い評価を得ている（別添資料1）。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

第1期及び第2期における司法試験の合格状況は、別添資料4のとおりである。

「法学未修者を主体とする法科大学院における安定的な司法試験合格実績」については、第1期末の水準は、平成18年度から平成21年度までの4年間の本研究科の司法試験実績は、受験者延べ数122名、合格者38名、合格率31.1%であった。この間の全国の合格率は34.2%である。法学未修者だけの数字で見ると、この間の全国の法学未修者平均合格率は29.97%であり、これに対し岡山大学の法学未修者平均合格率は、30.6%であった。これに対し、第2期末の水準は、平成22年度から平成27年度までの6年間の本研究科の司法試験実績は、受験者延べ数411名、合格者85名、合格率20.7%であった。この間の全国の合格率は24.38%である。法学未修者だけの数字で見ると、この間の全国の法学未修者平均合格率は15.46%であり、これに対し岡山大学の法学未修者平均合格率は、18.64%であった。

法科大学院の教育成果が問われるのは、法学未修者についてどれだけの司法試験合格実績を挙げられるかであるといえる。平成26年度司法試験では、司法試験の合格実績が上位に位置づけられる大学でも、法学未修者の新卒合格者は皆無という大学も見られた。他方、平成27年度司法試験における本研究科の法学未修者の現役合格率は、既述のように、実質全国第3位となっている。法学未修者が苦戦を強いられる中、本研究科は第1期末から第2期末にかけて、一貫して全国水準を上回る合格率を達成しており、全体の累積合格率でも22位を占めており、このことは、本研究科における教育が十分な成果を上げていることの証左と云いうる。高い質を維持しているといえる。